

墜落・転落・転倒災害の防止について

誰にでも身近に起こりやすく、実際に発生件数の多い災害です。平成27年に発生した全国での死亡災害972人のうち25%の248人が墜落・転落・転倒事故です。

○高いところでの恐怖感

高いところでは、視覚情報から大脳が判断し、リスクがあると察知し恐怖感を生じさせます。特に建設現場等では高所の足場のゆれや風により、恐怖感もさらに増します。これは人間にとって当たり前のことなのです。

○高所作業での危険防止措置

安全衛生法では高さが2メートル以上で作業を行う場合は、高所作業に指定され、事業者は墜落等による危険の防止を措置しなければなりません。安全衛生規則の第515条には、「事業者は、高さが2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。事業者は、前項の規定のより作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。」とあります。

高所作業は作業床や安全帯等の危険防止措置を講じて墜落・転落災害を防止しましょう

また、2メートル以下の高さでも落下して大きな事故に繋がったり、転倒などでも同様なことが起きている事例が多くあります。高所での作業は、注意喚起も必要ですが、もしもの時の備えも十分か確認して墜落・転落事故を防止しましょう。